平成２１年（フ）第３９５号
大分県別府市大字鶴見2071番地の１
債務者　鎌田　直幸
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　　茂
４　破産債権の届出期間　平成21年７月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市坂上町８丁目17番地の１
債務者　川本　記道
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
４　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１４号
岐阜県多治見市坂上町８丁目17番地の１
債務者　川本　一夫
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
４　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１５号
岐阜県多治見市坂上町８丁目17番地の１
債務者　川本　倖子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
４　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時
６　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２８号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂726番地の７
債務者　梅津　真一
１　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　兒玉　修一
４　破産債権の届出期間　平成21年８月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時
６　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
新潟県新潟市秋葉区朝日150番地３
債務者　長谷川順子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　　耕
４　破産債権の届出期間　平成21年８月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
鳥取県倉吉市海田西町１丁目95番地　わかばアパート
債務者　福井　美穂
１　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田由紀子
４　破産債権の届出期間　平成21年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２０３号
兵庫県宝塚市千種１丁目４番20号、前住所兵庫県宝塚市野上２丁目４番９―101号
債務者　大菊　祐輔
１　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　　拓
４　破産債権の届出期間　平成21年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１５４号
鳥取県鳥取市西品治605番地、旧住所鳥取県鳥取市若葉台北２丁目10番14号
債務者　中原　由雄
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　啓介
４　破産債権の届出期間　平成21年７月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１号
長野県上田市下之郷1422番地
債務者　松川　敬一
１　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩下　智和
４　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１０６号
長野県上田市塩川2859番地14
債務者　櫻井　　亨
１　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武井　美央
４　破産債権の届出期間　平成21年７月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３９３号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1334番地
債務者　矢野　　強
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１９号
愛知県一宮市春明字西砂吹埋70番地　市営春明住宅423号
債務者　大野　徳雄
１　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部